

# 青ヶ島村教育委員会

## 文化財デジタル化資料送信サービス

青ヶ島村教育委員会では、東京都指定文化財である「紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝」と村指定有形文化財である「旧名主・佐々木家文書」のデジタル化資料を公表しています。利用するには、利用規約に同意していただき、申請書を送っていただきます。どなたでも利用できるサービスですので、ぜひご利用ください。

### 紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝について

柳田国男によって「青ヶ島のモーゼ」と称えられる佐々木次郎太夫伊信は、天明3年から5年(1783~1785)の大噴火によって、八丈島に逃れた島民の青ヶ島還住<sup>かんじゅう</sup>を果たし、旧地再興を指導した名主です。明和4年(1767)4月8日青ヶ島に生まれ、嘉永5年(1852)4月11日86歳で死去しました。法名を松蓮院音譽智山居士といひます。

「紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝」には、鳥の子紙<sup>びんぴ</sup>(雁皮を主原料として漉いた和紙)に26行にわたって次郎太夫の事績が記述されています。撰文は近藤富蔵、書は相沢まさのり<sup>まさのり</sup>匡倫によるものです。

天保15年(1844)7月26日には老中真田幸貫<sup>ゆきつら</sup>(天保の改革を水野忠邦とともに推進した信濃松代藩主)の命により勘定奉行戸川播磨守安清の役宅で「公儀ノ御入用ナク開発セシニ依テ一代苗字御免オオセツケラレ」しました。

下部の肖像画は、次郎太夫伊信の死去から5年後の安政4年(1857)に佐々木家の子孫が近藤重蔵の長男富蔵に編纂させたものです。「紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝」は青ヶ島の還住の歴史を語るうえで欠かせない文化財となっています。



※この「紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝」は、佐々木次郎太夫の末裔である佐々木ベジ様の所有物で、デジタル化資料送信サービス事業は、本人の了解を得て公開しています。

## 旧名主・佐々木家文書について

「旧名主・佐々木家文書」は、佐々木次郎太夫の末裔である佐々木家に所蔵された3冊の史料「青ヶ島諸覚」「八丈島小島青ヶ島年代記」「青ヶ島大概帳」の総称です。この文書は、所有者から青ヶ島村教育委員会に寄贈されたものです。資料の補修や表紙の装丁は『青ヶ島島史』の著者である小林亥一氏の尽力によるものです。



### ①「青ヶ島諸覚」(あおがしましよおぼえ)

この「青ヶ島諸覚」には、宝暦9(1759)年2月から天保11(1840)年3月までの記録が収められています。その内容は、青ヶ島から八丈島役所へ差し出した諸届、願書その他の控です。この史料は、八丈島役所に保管されていた「控」を写したものであり、青ヶ島の還住の歴史が記された青ヶ島唯一の史料です。江戸後期の噴火の実態と、災害から復興までを克明に記録したものであり、災害とそこからの復興を考える上で、一離島の経験にとどまらず、日本全体で共有すべき文献であり、現代的な意味も大きいです。災害史や復興史においても重要です。

### ②「八丈島小島青ヶ島年代記」(はちじょうじまこじまあおがしまねんだいき)

「八丈島小島青ヶ島年代記」は数種確認されており、本史料は旧名主・佐々木家に伝わる写本であるため「青ヶ島本」と通称されています。内容は15世紀半ばから、19世紀半ばまでの約400年にわたる八丈島、八丈小島、青ヶ島の断片的歴史が書かれたものです。内容の過半は、天災による地震・津波・風水害・噴火・漂流・飢饉などの記事で、あとの約半分は、人災による疫病、流人・貢税などの他にそのつとそれらの天災・人災に対処してきた島人達の功罪を粉飾を加えずに記載しています。「青ヶ島本」は他のものに比べて記述が正確で、記載量も多いため、八丈島、八丈小島、青ヶ島3島の歴史の概要を知るには、まとまった文献といわれています。また、離島の有する高いレジリエンスを確認することができる史料として、今日的な意味も大きいです。

### ③「青ヶ島大概帳」(あおがしまたいがいちょう)

表紙に「青ヶ島大概帳」と記された「反別帳」(土地の所有者、所在地、面積、年貢の額等の台帳)です。これにより、記録された時点での青ヶ島の生産力の規模を推定することができます。この史料の作成年は記されていないが、記述されている内容から、「天明の別れ」(天明5(1785)年)以前の土地の記録と考えられます。中央から遠く離れた地域にまで幕府の支配がしっかりと及んでいたことを示すものであり、江戸期の地方行政を理解する上でも重要な史料と考えられます。

以上の3冊の古文書は、村の歴史を調べるうえで欠かせないものであり、この先保存し活用する必要のある、村にとって学術上価値の高いものです。

## 文化財デジタル化資料送信サービス 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、青ヶ島村教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）が提供する文化財のデジタル化資料送信サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。

### 1 適用

- (1) 本サービスを利用するためには本規約への同意が必要です。
- (2) 本サービスの利用に当たっては、著作権法（昭和45年法律第48号）のほか、本規約で定める事項を遵守してください。これらの事項に違反した本サービスの利用者（以下単に「利用者」といいます。）に対し、教育委員会は本サービスの利用を制限、中止又は停止することができるものとします。

### 2 本サービスの概要

本サービスは、利用者自身の端末等を用いてインターネット経由で閲覧できるサービスです。

### 3 本サービスの利用者

本サービスは、申請書を教育委員会に提出し、受理された者で本規約に同意した方を対象とするサービスです。

### 4 個人情報の取扱い

- (1) 教育委員会は、本サービスの適正な運用及びサービス向上に資するため、本サービスにおける利用者の利用情報を取得し、一定期間保有します。
- (2) 教育委員会の個人情報の取扱いについては、「青ヶ島村個人情報保護条例」に準拠しています。

### 5 禁止事項

本サービスの利用に関し、利用者の次の行為を禁止します。

- (1) 著作権者の許諾なく送信資料の電子ファイルを送信又は転載する行為。例えば次の行為が該当します。
  - (ア) 送信資料の電子ファイル（スクリーンショット等により取得したものを含む。）をメール等で送信すること。
  - (イ) 送信資料の電子ファイル（スクリーンショット等により取得したものを含む。）をインターネット上のサイトにアップロードすること（SNS等への投稿を含む。）。
- (2) 著作権法の規定に反して、受信装置を用いて送信資料を公に伝達する行為。例えば次の行為が該当します。

(ア) 営利を目的として、又は閲覧する者から料金を徴収して、送信資料をディスプレイ等に表示し、公衆に閲覧させること。

(イ) 公共の施設以外で、送信資料を著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号）で定める大きさを超える大きさにディスプレイ等に表示し、公衆に閲覧させること。

(3) 申請書を受理された本人以外の者が利用する行為。

(4) 著作権法、民法その他の法令に違反する行為又は教育委員会が不適切と判断する行為

## 6 利用者の責任

利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、送信資料に対して行った一切の行為及びその結果について全ての責任を負うものとします。

## 7 サービスの変更及び教育委員会の免責

教育委員会は、災害等による情報システムの停止、情報システム又は電気通信設備の改修等の教育委員会の責めに帰すことができない事由が発生した場合、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の提供を中止又は停止することができるものとし、これによって利用者に生じたいかなる損害についても責任を負いません。

## 8 規約の変更

教育委員会は、教育委員会が必要と判断する場合、事前に通告することなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、教育委員会は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、教育委員会の定める方法で利用者に通知します。

年 月 日

青ヶ島村教育委員会 教育長 殿

## 利用者申請書

次のとおり、文化財デジタル化資料送信サービスを申請します。

1	送信サービスを希望する文化財を <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 「紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝」 <input type="checkbox"/> 「旧名主・佐々木家文書」	
2	(ふりがな) 氏 名	
3	所 属	
4	生年月日	年 月 日
5	住 所	〒
6	電話番号	
7	メールアドレス	

文化財デジタル化資料送信サービス利用規約に同意します。

令和 年 月 日 本人氏名(自筆署名) \_\_\_\_\_

◆申請書を記入し、下記の連絡先にメールか郵送でお送りいただければ、受理決定後メールにて資料を送ります。

青ヶ島村教育委員会 〒100-1701 東京都青ヶ島村無番地  
E-mail: kyouiku@vill.aogashima.tokyo.jp

青ヶ島村教育委員会使用欄			
受理年月日		受理番号	
担当		備考	